

鎌倉市名越中継施設整備発注支援等業務委託 仕 様 書

第1章 共通仕様書

1 業務の目的

本業務は、鎌倉市（以下「発注者」という。）が計画する中継施設を整備するに当たり、必要な仕様を定め、適切な施設整備を推進することを目的として行うものである。

2 委託業務名

鎌倉市名越中継施設整備発注支援等業務

3 対象施設

名越クリーンセンター （鎌倉市大町五丁目 11 番 16 号）

昭和 57 年 1 月竣工 全連続燃焼式焼却炉 150 t / 日 (75 t / 24 h × 2 炉)

4 委託期間

契約締結日から令和 7 年（2025 年）3 月 28 日までとする。

5 業務内容及び範囲

本業務の内容及び範囲は、第 2 章特記仕様書の第 1 節から第 5 節までのとおりとする。

ただし、仕様書に明記なき事項であって、本業務に必要な事項が生じた場合は、遅滞なく発注者と協議の上決定するものとする。

6 関係法令及び規則、基準等の遵守

本業務の実施に当たっては、関係する法令等を遵守しなければならない。

7 業務の着手

受注者は契約締結後、速やかに業務に着手しなければならない。

着手とは主任技術者が本業務実施のため、発注者と打合せを行うことをいう。

8 主任技術者及び担当技術者

受注者は、本業務における主任技術者を定め、発注者へ届け出るものとする。主任技術者は、各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者とし、担当技術者は、主任技術者のもとで、各分担にわたり技術的な管理を行い、業務に関する一切の事務を処理するものとする。なお、主任技術者は技術士「総合技術監理部門（衛生工学）」の資格を有し、資格取得後 5 年以上の実務経験を有すること。

9 提出書類

受注者は、本業務の着手及び完了に当たって、発注者の契約約款に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 主任技術者届
- (3) 業務計画書
- (4) 工程表
- (5) 業務完了報告書
- (6) 請求書

10 打合せ等

- (1) 本業務を適性かつ円滑に実施するため、主任技術者と発注者は密接に連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者がすべて議事録に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに発注者と協議するものとする。

11 業務に必要な資料等の取り扱い

- (1) 一般に広く流布されている各種基準及び参考図書等の業務の実施に必要な資料等については、受注者の負担において適切に整備するものとする。
- (2) 発注者は、本業務の実施において必要となる図書及び関係資料等を、受注者に貸与するものとする。
- (3) 受注者は、資料等の貸与を受ける場合はそのリストを作成し、発注者の承認を得なければならない。
- (4) 受注者は、貸与された資料等の必要がなくなった場合は、直ちに発注者に返却するものとする。
- (5) 受注者は、貸与された資料等を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- (6) 受注者は、貸与された資料等については、本業務以外の目的で使用、複写等してはならない。
- (7) 受注者は、貸与された資料等を第三者に貸与、閲覧、複写、譲渡又は使用させてはならない。

12 関係官庁等への手続き等

- (1) 受注者は、本業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官庁等への手続きに協力するものとする。
- (2) 受注者は、関係する官公庁との協議を必要とする場合、または協議を求められた場合は誠意を持って対処し、その内容を議事録にまとめ遅滞なく発注者に届け出なければならない。

13 土地への立ち入り

- (1) 受注者は、本業務を実施するため、国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、発注者と十分な

協議を行い本業務が円滑に進捗するように努めなければならない。

- (2) 受注者は、本業務を実施するため、枝葉等の伐採及び垣・柵等の除去または土地若しくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ発注者に報告するものとし、発注者の指示をもって所有者の承諾を得るものとする。

14 成果品の提出

- (1) 受注者は、本業務が完了したときは、仕様書に示す成果品を提出し検査を受けるものとする。
- (2) 受注者は、仕様書に定めのある場合または発注者の指示する場合には、履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。

15 検査

- (1) 受注者は、業務完了報告書を提出する際には、契約図書に義務づけられた成果品及び資料等をすべて作成し、発注者に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、以下の検査を受けるものとする。
 - ア 成果品の検査
 - イ 業務等管理状況の検査
- (3) 検査の結果及び成果品納品後に不備及び誤りが発見された場合、受注者は速やかに修補を行わなければならない。

16 契約変更

発注者は、次の各号に掲げる場合において、業務委託契約の変更を行うものとする。

- (1) 委託料に変更が生じる場合
- (2) 履行期間の変更を行う場合
- (3) 発注者と受注者が協議し、業務履行上必要があると認められる場合

17 業務の一時中止等

次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に必要と認める期間、業務の一部または全部を一時中止させることができる。

- (1) 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合
- (2) 関連する他の設計業務が遅れたため、業務の続行を不相当と認めた場合
- (3) 環境問題等の発生により、業務の続行が不相当または不可能となった場合
- (4) 天災等により業務の対象箇所の状態が変動した場合
- (5) 安全確保上必要があると認めた場合

18 守秘義務

受注者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においてもまた同様とする。また、コンサルタントとしての中立を遵守しなければならない。

19 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

	報 告 書 名	仕 様	サイズ	部 数
1	施設整備基本計画書	巻き製本	A 4	10
2	見積仕様書	簡易製本	A 4	一式
3	見積設計図書比較検討書	巻き製本	A 4	10
4	発注仕様書	簡易製本	A 4	一式
5	上記成果品に係る電子データ	電子媒体(DVD-R等)		一式

20 その他

- (1) 受注者は、発注者が所管する鎌倉市一般廃棄物処理基本計画及び鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画等との不整合が生じないよう必要な調整を行わなければならない。
- (2) 成果品及び著作権は、発注者に無償で帰属するものとし、発注者の承諾を得ることなく第三者に提供又は貸与してはならない。
- (3) 本仕様書、発注者から提供する図書及び関係資料等について疑義が生じた場合、受注者は定めのない事項については、発注者と協議の上、これを定めるものとする。
- (4) 本仕様書に明記なくとも技術上当然必要と認められるものは、責任を持って充足すること。
- (5) 成果品及び業務の履行のために必要な書類は、原則としてカラーで作成するものとする。また、白黒で複写した際にもわかりやすい表現となるよう工夫するものとする。
- (6) 本業務において送信する電子メール、電子メールに添付する電子ファイル及び成果品で求める電子媒体(DVD-R等)については、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施するものとする。
- (7) 受注者は、業務の遂行に際し論文等の文献その他の資料を引用した場合には、その出典を報告書に明記するものとする。
- (8) 受注者は、業務完了後においても成果品の不良箇所等が見つかった場合は、速やかに訂正、補足、その他の措置を講じるものとする。
- (9) 発注者の求めにより、必要に応じて関連業務の会議等へ出席し、本業務に係る検討資料の作成及び資料の説明を行うものとする。
- (10) 新型コロナウイルスの影響により、発注者が本業務の中止を決定し、受注者に対して、その旨を通知した場合には、契約に基づく業務の履行を直ちに中止し、必要に応じて現状回復をするものとする。また、契約金額の定めにかかわらず、業務中止後は発注者及び受注者の双方で協議のうえ、発注者は、受注者が中止するまでに履行した業務に要した費用及び現状回復に要した費用のみを支払うものとする。

第2章 特記仕様書

第1節 中継施設整備基本計画策定業務

1 業務概要

本節の業務は、発注者が計画する中継施設を整備するに当たり、鎌倉市一般廃棄物処理基本計画等に基づき、ごみの中継機能をもつ施設を整備するための施設整備基本計画を策定することを目的に行うものである。

2 基礎調査

既存資料をもとに、建設用地に係る前提条件について整理する。

(1) 建設用地条件

中継施設整備予定地の基本条件を整備する。

ア 位置、面積

イ 地形、地質、地盤

ウ 周辺土地利用状況

エ 搬出入ルート（搬入道路）

(2) 法規制条件

中継施設整備に関係する法令等について調査し、その法令等による制約条件や届出等の有無について整理する。

(3) 環境保全に関する関係法令等

公害防止基準等の規制基準について調査する。

(4) ユーティリティ条件

電力、水道等の供給及びプラント・生活排水等の処理条件について整理する。

(5) 収集車搬出入条件

搬出入車の車種、台数、搬出入ルート、搬出入時間帯等の条件について整理する。

3 基本フレームの設定

「鎌倉市一般廃棄物処理基本計画」等に基づき、計画目標年次における施設整備基本事項を決定する。

(1) 計画ごみ質・積替え量

中継施設の施設規模・施設内容を算定する上での基礎となる計画積替え量及びごみ質を設定する。

計画ごみ質については、発注者が過去に実施した組成調査等に基づき現状把握を行い、将来のごみ処理体系を考慮し、単位容積重量等について設定する。

(2) 計画年間日平均積替え量及び計画一人一日平均排出量

(3) 計画収集人口

(4) 計画直接搬入量

- (5) 月変動及び計画月最大変動係数
- (6) 施設規模の算定
 - ア 計画積替え量
 - イ 定期点検等の整備時における対応
 - ウ 運転・管理体制
 - エ 経済的な規模、系列数の検討

4 処理方式の決定

発注者が採用する中継施設の方式について設定する。

(1) 処理方式の概要

中継施設の各方式について、安全性、経済性、公害防止対策、耐久性、維持管理等について整理するとともに比較検討を行い、発注者が採用する処理方式を設定する。

(2) 処理基本フローの設定

(3) 付帯設備の検討（破碎機等）

5 環境保全計画

中継施設における排水、騒音・振動、悪臭等に係る排出基準（環境保全目標値）及び環境基準を設定し、各公害防止装置における入口・出口濃度の設定や各方式における除去率、性能実績から、それぞれの環境保全対策を検討する。

6 自動化計画等

中継施設の運転制御、データ処理等の自動化の範囲について検討する。
また、地域住民還元策及び搬出入車両の運用計画についても検討する。

7 施設配置・動線計画

都市計画や開発行為に係る制約条件等を考慮して、中継施設の配置・動線計画を検討する。

(1) 施設配置計画

(2) 場内動線計画

車両、作業員、見学者等の場内動線

(3) 搬出入道路計画

8 安全衛生計画

中継施設の労働衛生及び施設管理における安全対策を検討する。

(1) 労働安全・衛生管理体制の検討

(2) 施設・設備における安全体制の検討

(3) 作業安全体制の検討

(4) 交通及び車両安全体制の検討

(5) 施設見学者の安全対策の検討

9 事業運営管理計画

中継施設の適正な運転・管理計画、財源計画、建設計画について検討する。

(1) 運転・管理計画

ア 年間運転日数、稼働時間等

イ 保守点検、定期修理

ウ 管理・運営体制

(2) 財源計画

ア 概算事業費、維持管理費

イ 年度別資金計画

補助金、起債等の財源計画を明らかにし、年度別資金計画を検討する。

(3) 建設計画

年度別建設工程計画

第2節 測量調査業務

1 業務概要

本節における業務は、中継施設整備工事の計画・設計に伴い、施設整備の対象となる範囲について地形の状況等を把握するために実施するものである。

2 作業計画

業務目的を理解し、計画及び設計に必要な現況の地形及び高さについての的確なデータが得られるよう適切な作業計画を行うこと。

3 現地踏査

測量箇所について、作業開始前に現地を十分に確認し、測量調査の支障物件及び付近の状況等について確認し、測量業務実施のために支障となる枝葉等の伐採及び垣・柵等の取外しまたは敷地以外の土地もしくはその工作物の一時使用等する場合には、事前に写真撮影等を行い発注者に報告し指示を受けること。

4 測量調査

(1) 基準測量

- ア 4級基準点測量 3点
- イ 4級水準測量 0.2km
- ウ 仮BM設置測量

(2) 地形測量

- ア 現地測量
測量面積=約 5,000 m²、縮尺=1/200、コンター=1.0m
- イ 縦断測量
延長=0.2km
- ウ 横断測量
延長=0.2km、測点間隔 10m、測量幅=平均 60m

5 成果品

業務が完了したときは、次の成果品を提出し、完了検査を受けるものとする。

- (1) 測量調査報告書 (A4版簡易製本) 3部
- (2) 図面 (白黒コピー) 3部
- (3) 原図 1式
- (4) 打合せ議事録 1式
- (5) その他関係資料 (協議図書、作成資料ほか) 1式
- (6) 上記電子データ (電子媒体 DVD-R 等) 1式

第3節 地質調査業務

1 業務概要

本節の業務は、中継施設を整備するに当たり、建設予定地において、機械ボーリングを行い、原位置試験により土質や地質を把握する。

2 機械ボーリング

機械ボーリングは、主として土質及び岩盤を調査し地質構造や、地下水位を確認する。

(1) 土質の分類

土質の分類は、JGS0051（地盤材料の工学的分類方法）によるものとする。

(2) 調査等

ボーリング機械は、回転式ボーリング機械を使用するものとし、所定の方向、深度に対して十分余裕のある能力を持つものでなければならない。

ア ボーリング位置、深度及び数量等

(ア) ボーリング深度・孔径及び数量等については以下のとおりとする。

実施個所：3箇所

実施深度及び数量：各20m（合計60m）

仕様：φ66mm

(イ) 現地におけるボーリング位置は、後日調査位置を確認できるようにしなければならない。

（既存建物等を用いた位置特定）

イ 仮設

足場、やぐら等は作業完了まで資機材類を安定かつ効率的な作業が行える状態に据付けるとともに、資機材類についても安全かつ使いやすい位置に配置し、ボーリングや原位置試験等に要する作業空間を良好に確保するよう設置しなければならない。

ウ 掘進

掘進中は掘進速度、湧水・逸水量、スライムの状況等に注意し、変化の状況を記録すること。

孔内水位は、毎作業日、作業開始前に観測し、観測日時を明らかにしておくこと。

エ 検尺

検尺については写真等により記録を行うこと。また、予定深度の掘進を完了する以前に調査の目的を達した場合、又は予定深度の掘進を完了しても調査の目的を達しない場合は、発注者と協議するものとする。

3 標準貫入試験(60回)

標準貫入試験は、原位置における土の硬軟や、締まり具合の相対値を知ることを目的とする。試験方法及び器具は、JIS A1219（標準貫入試験方法）に準拠して行うものとする。試験は、原則として1mごとに実施すること。

実施回数は、3箇所各地点20回の合計60回とする。

4 成果品

- (1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質または地質断面図（着色を含む）を作成し、提出するものとする。
- (2) 作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、柱状図に整理し提出するものとする。
- (3) 採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入し提出しなければならない。
なお、未固結の試料は、1 m毎又は土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。
- (4) コア写真は、調査件名、孔番号、深度等を明示して撮影（カラー）し、整理するものとする。

第4節 ダイオキシン類及びアスベスト等調査業務

1 業務概要

本節の業務は、中継施設の整備に当たり、既存焼却施設の解体撤去工事に係る要求水準書（発注仕様書）作成及び設計に必要な調査項目について調査を実施するものである。

2 ダイオキシン類及び重金属等調査

既存焼却施設の解体撤去工事に係る発注仕様書作成において、各工事区域におけるダイオキシン類の管理区域の設定、保護具の選定等の条件設定を行うためのダイオキシン類調査及び重金属等の調査を実施する。

(1) 付着物等調査

ア 表1及び表2に示す設備について、試料採取及び分析を行う。

イ 試料の採取については、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づき実施すること。なお、試料採取を行う際は、レベル3の保護具を着用すること。

ウ ダイオキシン類の分析方法については、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」及び「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」に基づき、含有量調査を実施すること。

エ 重金属等の分析項目は、カドミウム又はその化合物、六価クロム化合物、アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、セレン又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、1,4-ジオキサンとする。

オ 調査に当たっては日時（年月日及び時間）測定実施業者名、サンプリング時の温度、湿度、調査方法（方法及び使用した工具等）及び調査個所を示す写真、図面等の項目について記録すること。

カ 分析検体数はダイオキシン類16検体、重金属類8検体とする。

表1 ダイオキシン類分析のサンプリング試料一覧

サンプリング対象物			対象箇所		備 考
			1号炉	2号炉	
1	焼却炉	付着物	○	○	①装置内の堆積物の状況に変化が認められる場合は、その状況を調査・記録し、同時に、試料を採取すること。 ②採取した試料は、その調査箇所のダイオキシン類分析結果を踏まえて追加分析を検討する。
2	焼却炉	堆積物	○	○	
3	空気予熱器	付着物	○	○	
4	バグフィルタ	付着物	○	○	
5	バグフィルタ	堆積物	○	○	
6	灰ピット	堆積物	○		
7	煙道	付着物	○	○	
8	煙突	付着物	○	○	
9	排水処理設備	付着物	○		
計			16 検体		

表2 重金属類分析のサンプリング試料一覧

分析対象物		検体数	分析項目
1	焼却炉内堆積物（2炉）	2	8項目溶出試験（カドミウム又はその化合物、六価クロム化合物、アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、セレン又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、1,4-ジオキサン）
2	バグフィルタ内堆積物	2	
3	煙突堆積物	1	
4	凝集沈殿槽堆積物	1	
5	灰ピット堆積物	1	
6	残留水	1	排水基準の有害物質27項目
計		8検体	

(2) ダイオキシン類及び重金属等調査結果報告書の作成

報告書は、次の内容等により採取、分析結果をとりまとめる。

ア 建物及び設備概要表

イ ダイオキシン類含有調査一覧表

(ア) 物名・室名・設備名等

(イ) 管理区域判定

(ウ) 調査箇所ごとの調査方法及び表1備考②の判定根拠

(エ) 計量証明書

(オ) 試料採取等実施状況写真

ウ 重金属等含有量及び溶出量調査一覧表

(ア) 建物名・室名・設備名等

(イ) 調査箇所ごとの調査方法

(ウ) 計量証明書

(エ) 試料採取等実施状況写真

3 アスベスト調査

(1) 資料等調査及び現地調査

含有可能性のある材料、含有の有無の判断について、図面や現地調査等により確認を行い、解体撤去工事での対応が明確になるようにアスベスト含有の可能性のある材料について一覧にまとめること。

(2) 試料採取及び分析調査

ア 表3に示すアスベスト含有の可能性のある材料について試料採取及び分析を行う。

イ 調査は「石綿障害予防規則」第3条第1項及び第2項に基づいて行い、試料の採取及び分析の方法については、JISA1481-1若しくは1481-2に基づき実施すること。なお、定性分析の結果含有が認められた建材については、定量分析を実施すること。また、試料採取を行う際は、アスベストの含有状況が未知であることから、保護具を着用し、安全に十分配慮して作業を実施し、外部に飛散しないよう湿潤化や養生等十分な対策を行うこと。

ウ 試料採取については、設備名（施設名）、検体数、検体採取日時及び調査員氏名等を記載した検体採取記録簿（任意の様式による）を作成し、発注者へ提出すること。

- エ 試料の採取痕から粉じん等を飛散させないよう適切な補修を講じること。
- オ 分析項目はクリソタイル、アモサイト、クロシドライト、トレモライト、アンソフィライト、アクチノライトとする。
- カ 分析検体数は30検体を予定しているが、建築物石綿含有建材調査者の図面調査、現地調査結果後、発注者と協議し、採取対象箇所、検体数を決定することとする。

表3 石綿含有建材確認調査箇所（案）

使用部位	含有の疑いがある仕上げ材	備考（検体数）
外壁	吹付タイル（下地調整塗材含む）	(3)
内壁	吹付タイル（下地調整塗材含む）	(3)
配管エルボ	保温材	冷・温水等配管系統ごとに確認採取 (3)
柱・梁	耐火被覆吹付材および被覆板	(3)
配管	ガスケット・パッキン	(3)
ダクト	ガスケット・パッキン	(3)
各所配管・ダクト	紡織品（糸・ひも・布・テープ等）	(3)
炉内	キャスタブル	(2)
煙突	断熱材	(1)
配管・ダクト	キャンバス継手	特に高温部で採取 (2)
電気制御機器	電気絶縁板	(1)
外壁	押出成形セメント板	(1)
内壁	化粧ケイカル板	(1)
天井	ケイカル板	(1)
分析検体数の合計 : 30 検体		

※ 検体数、採取箇所は調査により変更すること。

※ 施設の竣工年により石綿含有の可能性の低い建材の場合でも、レベル1、レベル2に相当する建材については、採取し、分析するものとする。

(3) アスベスト調査結果報告書の作成

報告書は、次の内容等により採取、分析結果をとりまとめる。

ア 建物及び設備概要表

イ アスベスト含有調査一覧表

- (ア) 建物名・室名・設備名等
- (イ) 品名・材料名
- (ウ) アスベスト含有判定
- (エ) 分析結果
- (オ) アスベスト使用面積
- (カ) アスベスト使用範囲図面

(キ) 試料採取等実施状況写真

4 財産処分申請（包括承認事項）の作成支援

名越クリーンセンターの整備及び基幹改修に伴い補助金等を取得した事項について整理を行い財産処分申請（包括承認事項）の作成支援を行う。

第5節 事業者選定支援業務

1 業務概要

本節の業務は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」という。）に準じた実施方針の策定から事業契約の締結までの一連の業務及び関連業務の支援を行うものである。

なお、本業務の実施に当たっては、中継施設整備基本計画策定業務と整合を図るとともに、循環型社会形成推進交付金事業に適合するように留意すること。

2 事業計画、事業者募集、選定方法等の検討

事業者を選定するために、事業計画、事業者募集・選定方法等について検討する。

- (1) 事業計画の検討
- (2) 事業者募集・選定方法
- (3) 事業者選定審査会
- (4) 事業者募集・審査・選定スケジュール

3 実施方針等の作成及び公表に係る支援

実施方針の作成及び公表に係る作成支援を行う。なお、公表は市ホームページ等にて行う。

- (1) 実施方針（案）の検討・作成
- (2) 事業者評価方法及び評価項目の検討・作成
- (3) 参加資格要件の検討・作成・審査
- (4) 事業者からの意見聴取及び質問回答書の作成
- (5) 実施方針の公表資料作成

4 費用対効果分析書の作成

循環型社会形成推進交付金事業を実施するのに必要となる費用対効果分析書（平成12年3月10日付け衛環第18号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「廃棄物処理施設整備事業に係る費用対効果分析について」に基づく）を作成する。

5 特定事業の評価・選定及び公表に係る支援（DBO方式の場合）

実施方針に基づくVFMの算定結果（定量的評価）に定性的評価を加えて、特定事業の選定資料の作成・公表支援を行う。

- (1) DBO方式又はPFI方式導入に対する評価
- (2) 特定事業の選定資料（公募資料）の作成・公表

6 事業者募集書類の作成

- (1) 募集要項等の作成

事業計画、事業者募集・選定方法の検討結果を踏まえたうえで、事業者募集に必要な募集要

項等を作成する。募集要項等は、原則として実施方針に基づくが、実施方針に関する質問回答、意見及び提案を反映したものとする。

ア 募集条件の検討

イ リスク分担・官民役割分担の検討

ウ 支払方法の検討

(2) 要求水準書（発注仕様書）の作成

中継施設整備基本計画等と連携したうえで、既存焼却施設の解体及び中継施設の整備（設計・施工）に関する要件等について検討し、事業者募集に必要な要求水準書を作成する。

ア 事業の基本条件の検討

イ 施設の整備に関する要件の検討

ウ 要求水準書（公募書類）の作成

(3) 落札者選定基準書（事業者選定基準書）の作成

事業者募集・選定方法等の検討結果を踏まえたうえで、事業者提案書の審査方法及び評価方法について検討し、事業者募集に必要な落札者選定基準書（事業者選定基準書）を作成する。

ア 事業者提案書の基礎審査方法の検討

イ 事業者提案書の定量化審査方法の検討

ウ 事業者提案書の総合評価方法の検討

エ 落札者決定基準書（事業者選定基準書）（公募書類）の作成

(4) 様式集の作成

事業者募集・評価・選定を円滑に進めるために、応募書類に関する様式集を作成する。

なお、作成に当たっては、審査段階での負担にも配慮した様式とすること。

(5) 応募書類の提出要領書の作成

応募書類に必要な提出要領書を作成する。

(6) 事業契約書（案）の作成

入札説明書（募集要項）、要求水準書、落札者選定基準書（事業者選定基準書）等に係る検討結果を踏まえたうえで、事業者募集に必要な事業契約書（案）を作成する。

なお、事業契約書（案）は、基本協定書、基本契約書、建設工事請負契約書等を想定している。

事業契約書（案）については法的な側面から、これまでに地方公共団体発注のごみ処理施設に係る事業契約書の作成経験がある弁護士による内容確認等を行うものとする。

7 事業者募集・評価・選定及び公表に係る支援

事業者募集・評価・選定及び公表に必要な支援を行うものとする。

(1) 事業者募集書類に対する事業者からの質問回答書作成

(2) 募事業者の資格審査

(3) 事業者提案書の把握・整理

(4) 事業者ヒアリング

(5) 評価結果報告書の作成

(6) 協定書の作成

(7) 結果の公表

8 協定及び契約締結に係る支援

選定された事業者と発注者の間で締結される基本協定書及び事業契約書に関する詳細協議等に立会い、基本協定書及び事業契約書の内容、条項等を精査し確認するとともに、問題点に関する適切なアドバイスや解決案の提示等を行い、速やかな協定及び契約締結の支援を行う。なお、検討に当たっては、弁護士による内容確認等を行い、その結果を報告し、基本協定書等に反映すること。

9 交付金申請支援

循環型社会形成推進交付金の申請に必要な書類の作成支援を行う。

10 事業者選定審査会の運営支援

P F I 法第6条及び第7条の規定に基づいて特定事業としての選定及び事業を実施する事業者の選定に関し、学識経験者の見地からの意見を聴取するため、事業者選定審査会を設置する。本業務では、この審査会の運営を円滑に進めるために必要な以下の支援業務を行うものとする。

(1) 事業者選定審査会の会議資料の作成

事業者選定審査会で必要な会議資料の作成を行うものとする。

なお、会議資料の作成に当たっては、発注者と十分に打合せを行ったうえでとりまとめるものとする。

(2) 事業者選定審査会への出席

5回／年程度開催予定の事業者選定審査会に出席し、必要に応じて会議資料の説明及び質問回答を行うものとする。

なお、開催回数が増加しても柔軟に対応すること。

(3) 事業者選定審査会議事録の作成

事業者選定審査会の終了後、速やかに議事録を作成し、発注者に提出するものとする。